

料金表

通則

(料金表の適用)

1 らーばんねっと インターネット接続サービス (以下「本サービス」といいます) に関する料金の適用についてはこの料金表の規定によります。

(料金の変更)

2 当社は本サービスに関する料金を変更することがあります。この場合には、変更後の料金によります。

(消費税相当額の加算)

3 約款の規定により、料金表に定める料金について支払いを要する額は、料金表により算出された請求額 (消費税額を含みます) とします。なお、実際のご請求金額と、この料金表に規定する税込料金額の合計額が異なる場合があります。

(料金の臨時減免について)

4 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本サービス契約約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。当社は料金の減免を行ったときは、当社ホームページに掲示する等の方法により、その旨を周知します。

料金表 I 利用料・工事費等

第 1 表 利用料等

1 利用料

1-1 適用

利用料の適用については本サービス契約約款第 28 条 (利用料等の支払義務) によるほか、次のとおりとします。

利用料の適用	
(1) 利用の休止に係る料金額の適用	当社は、契約者から契約約款第 22 条 (インターネット接続サービスの利用の休止) の規定に基づき、インターネット接続サービスの利用の休止を行った場合は、1-2 (料金額) の規定の額にかかわらず、1-3 (利用休止に係る料金額) の規定の額を適用致します。ただし、契約者グループを設定した場合の契約者を除きます。

1-2 料金額

インターネット接続サービスには、次表の品目及び、提供の形態による区分があります。ただし

品目	内容	単位	料金額 (月額)
エクスプレスコース	下り速度上限を 300Mbps とするサービス	1 の契約者回線ごとに	5,300 円 (税込 5,830 円)
		メッシュ Wi-Fi を使用する場合は、300 円 (税込 330 円) を追加します。	

らーばんねっと NET サービス約款 料金表

ギガコース	下り速度上限を1Gbps とするサービス	1 の契約者回線ごとに	6,000 円 (税込 6,600 円)
		メッシュ Wi-Fi を使用する場合は、300 円 (税込 330 円) を追加します。	

1-3 利用の休止に係る料金額

サービスの種類	単位	料金額 (月額)
インターネット接続サービス	1 の契約者回線ごとに	1,000 円 (税込 1,100 円)

2 付加機能使用料

2-1 適用

付加機能使用料の適用については、本サービス契約約款第 28 条 (利用料等の支払義務) に定めるところによります。

2-2 付加機能の種類等

区 分	提供条件
① 電子メール機能	<p>契約者が電子メール(以下「メールアドレス」といいます。)を使用してメール蓄積装置によりメールの蓄積又は再生等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができる機能をいいます。</p> <p>①インターネットサービスをご契約された場合、以下のサービスが付帯します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メールアドレス (1 アカウント) ・迷惑メールブロックサービス ・Cloud Mail サービス (web メール) ・無料メールウイルスチェックサービス <p>②メールアドレスを追加する場合、1 つにつき 2-3 料金額に定める月額料金が必要です。(最大 6 アカウントまで)</p> <p>③当社は契約者からの請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールアドレスの変更、その他電子メールの利用内容の変更を行います。</p> <p>④当社は、技術上又は業務遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。</p> <p>⑤④の規定により、メールアドレスを変更するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。</p>

らーばんねっと NET サービス約款 料金表

② インターネットアドレス追加機能	契約者が、インターネットネットワークアドレス(以下「固定グローバル IP アドレス」といいます。)を追加して、利用することができる機能をいいます。	①当社は、1 のインターネット接続サービスの契約者回線につき最大 2 つまでの固定グローバル IP アドレスを提供します。 ②固定グローバル IP アドレスを追加する場合、1 つにつき 2-3 料金額に定める月額料金が必要です。 ③当社は契約者からの請求があったときは、当社が別に定めるところにより、固定グローバル IP アドレス追加機能の利用内容の変更を行います。
----------------------	---	---

2-3 料金額

種 別	単 位	料金額 (月額)
電子メール機能	1 の契約者回線ごとに	200 円 (税込 220 円)
固定グローバル IP アドレス追加機能	1 のインターネット接続サービスの契約者回線につき、1 の追加固定グローバル IP アドレスごとに	1,000 円 (税込 1,100 円)
カペルスキー (セキュリティ機能)	契約者回線一回線ごとに一の契約に限る	400 円 (税込 440 円)

第 2 表 手続きに関する料金等

1 適用

手続きに関する料金等の適用については本サービス契約約款第 28 条 (手続きに関する料金等の支払義務) および第 34 条 (延滞処理) 第 1 項によります。

2 料金額

2-1 契約事務手数料

区 分	単 位	料金額
契約事務手数料	1 の手続きごとに	3,000 円 (税込 3,300 円)

2-2 パスワードの変更等手数料

区 分	単 位	料金額
パスワード変更等手数料	1 の手続ごとに	別に算定する実費相当額

2-3 地位の承継処理に伴う手数料

区 分	単 位	料金額
地位の承継処理手数料	1 の手続ごとに	別に算定する実費相当額

2-4 サービス品目変更手続料

区 分	単 位	料金額
サービス品目変更手続料	1 の手続ごとに	別に算定する実費相当額

2-5 延滞処理に伴う手数料

区 分	単 位	料金額
延滞手数料	1 の契約者回線ごとに	600 円 (税込 660 円)

2-6 その他手続きに関する手数料

区 分	単 位	料金額
手数料	1 の手続きごとに	別に算定する実費相当額

第 3 表 工事に関する費用

1 適用

工事に関する費用の適用については本サービス契約約款第 30 条（工事に関する費用の支払義務）によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用	
工事費の算定	工事費は、工事を要することとなる契約者回線等又は交換機操作台等において行なう 1 の工事ごとに算定致します。

2 料金額

2-1 本サービス又は付加機能の利用開始に関する工事の場合 ※注 1

区 分	単 位	料金額
本サービスの利用開始に関する工事※注 1	1 の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額
付加機能の利用開始に関する工事	1 の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額

2-2 本サービス又は付加機能の解除に関する工事の場合

区 分	単 位	料金額
契約の解除に関する工事※注 1	1 の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額
付加機能の解除に関する工事	1 の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額

2-3 サービス品目変更に関する工事の場合

区 分	単 位	料金額
サービス品目変更に関する工事※注 2	1 の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額

2-4 契約者回線の移転、その他の請求に基づく工事の場合

区 分	単 位	料金額
その他工事	1 の契約者回線ごとに	別に算定する実費相当額

注 1 契約者または加入申込者が移転の際の申告により、別記に定める特定事業者および協力事業者からの紹介にて当社が提供するサービスに契約する場合、または当社が提供するサービスの契約を解除する場合であって、解除と同時に特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合には、当社が定める料金表の本サービスの利用開始または契約の解除に関する工事費を無料にします。

第 4 表 損害金

1 適用

損害金の適用については本サービス契約約款第 5 条（契約者回線の終端）第 3 項に定めるところによります。

2 損害金の額

区分	単位	料金額（不課税）
端末接続装置	1 台ごとに	15,400 円
電源ケーブル	1 つごとに	550 円

第 5 表 端末機器修理費

1 適用

端末機器修理の適用は、第 30 条（端末機器に関する費用の支払義務）に定めるところによります。

2 修理費の額

実費相当額とします。

料金表Ⅱ 定期契約

第1条（定期契約の定義）

定期契約とは、当社が定める期間、契約者が継続してサービスの提供を受ける契約のことであり、本約款に記載されている条項に、以下の条文の条件を付加します。

- 2 定期契約の条件を承諾できない契約者は、定期契約に申し込むことはできません。
- 3 定期契約は、契約が成立した日の属する月の初日から起算し、契約期間を算出します。
- 4 定期契約の契約期間が満了した場合、更新期間内に契約者が申し出ない場合は、当社は契約を更新し、その契約期間は新たに算出します。
- 5 当社が定める定期契約は1世帯につき1契約、1回線になります。
- 6 定期契約によっては、別の約款や規約等に定める定期契約に同時に申し込むことが必要な場合があります。

第2条（住宅形態による制約）

当社が定める共同住宅および集合住宅（2以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅で当社が判断するもの、以下、「集合住宅」といいます。）内の世帯、もしくは、それ以外の住宅（以下、「戸建住宅」といいます。）に分類し、それぞれ締結できる定期契約が異なります。

第3条（当社が定期契約を承諾しない場合）

当社は、以下のいずれかに該当する場合、定期契約の承諾をしないことがあります。

- (1) 本約款に定める第8条（契約申込みの承諾）第3項のいずれかに該当する場合
- (2) 当社がらーばんねっと TV 基本サービス（再放送サービス）契約約款（以下「再放送約款」といいます）に定める再放送サービスを締結している契約者（再放送約款に定める再放送サービスと同時にらーばんねっと TV サービス加入契約約款に定めるサービスを締結している契約者は除きます）ただし、当社が特別に認める場合はこの限りではありません。
- (3) 当社が定める住宅形態と異なる場合

第4条（サービス内容の定義）

定期契約には、別表 定期契約の種類があります。

※1 表中の略語は以下の通り。

TV	らーばんねっと TV サービス加入契約約款に定めるサービス
NET	らーばんねっと インターネットサービス加入契約約款に定めるサービス

第5条（他の契約サービス）

定期契約の種別により、当社が別に定める約款のサービス（特定のサービスに限ります）を契約す

る必要があります。当社が別に定めるサービスの名称、コース等が一致している場合、全てのサービスを契約して初めて定期契約の締結となります。

第6条（定期契約の変更）

同一定期契約内のコースの変更を含まず、他の定期契約へ変更することをいいます。

2 サービス単体での契約に変更する場合は、定期契約の解除にあたります。

第7条（月額利用料）

定期契約で定めるサービスの利用料は、月額の利用額となります。当月分の利用料を当月末（当社が別に定める期日）までにお支払いいただきます。

第8条（契約解除料）

定期契約で定める契約期間内に、契約者が定期契約の解除を行う場合には、契約解除料の支払いを要します。契約解除料の額については、別表 定期契約に定める通りです。

2 前項の場合において、更新期間にあたる場合は、契約者は契約解除料の支払いを要しません。

3 定期契約に必要な当社が別に定める他のサービスの解約に合わせて、定められた契約解除料は、重複して支払いを要しません。

第9条（更新の定義）

当社は、定期契約の更新について、以下のように定めます。

(1) 更新日は、定期契約が成立した日を含む月の初日から起算して、満了する日の翌日を示します。

(2) 更新期間とは、定期契約の満了日を含む月、更新日を含む月および更新日を含む月の翌月を示します。

第10条（定期契約の解約）

当社は、定期契約の解約について、以下のように定めます。

(1) 契約者が定期契約に定める全てのサービス、もしくは一部のサービスの解約を行う場合には、定期契約の解約となります。

(2) 前項の場合において、以下の場合には契約者は、契約解除料の支払いを要しません。

①契約者が、転居により当社の全てのサービスを解約する場合であって、転居後に、別記に定める特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行う場合

(3) 当社が定期契約に定める全てのサービス、もしくは一部のサービスの利用の停止を行う場合には、当社は、解約と扱います。

(4) 定期契約に電話サービスが含まれる場合、解約をした月の月末までは、定期契約の料金を適用します。

第11条（コース変更等について）

コース変更を行う場合には、契約の起算日が変更の翌月の初日に変わります。

らーばんねっと NET サービス約款 料金表

- 2 コース変更を行う場合であって、インターネット接続サービスの変更が発生しない場合には、費用は発生しません。ただし、他のサービスの増減がある場合、他のサービスの約款等に基づき、サービス変更手数料が発生します。
- 3 コース変更を行う場合であって、インターネット接続サービスの変更が発生する場合は、定期契約の解除または、サービス変更手数料が発生します。